



2023年5月26日

各位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社 代表者 代表取締役会長兼社長 若山 健彦 (コード:6862、東証スタンダード)

問合せ先 取 締 役 三宅 哲史

(TEL 03-5733-1710)

https://www.minato.co.jp/

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行すること及び2023年6月23日開催予定の第67期定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に必要な変更等を内容とする「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1)移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるためのものです。

(2) 移行の時期

2023年6月23日開催予定の第67期定時株主総会において必要な定款変更について承認を頂き監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1)変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、経営の効率を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限委任に関する規定を新設し、その他所要の変更を行うものです。

(2)変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2023年6月23日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2023年6月23日 (予定)

(別表)

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条(現行どおり)
(機関) 第4条 当会社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当会社は、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>3</u> . 会計監査人
第5条~第14条(条文省略)	第5条〜第14条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役 <u>社長</u> がこれを招集 し、議長となる。 ② (条文省略)	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役 <u>会長</u> がこれを招集 し、議長となる。 ② (現行どおり)
第16条~第17条(条文省略)	第16条~第17条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(定員) 第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	(定員)第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。② 前項の取締役のうち、当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選 任する。 (新 設)	(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して株主総 会の決議によって選任する。 ② 法令又は本定款に定める監査等委員 である取締役の員数を欠くことになる 場合に備えて、定時株主総会においてあ らかじめ監査等委員である取締役の補 欠者(以下「補欠者」という。)を選任
② 前項の選任決議は、議決権を行使する	<u>することができる。</u> ③ 前二項の選任決議は、議決権を行使す

ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(新 設)

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 補欠または増員により選任された取締 役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(新 設)

(代表取締役、役付取締役および相談役) 第21条 当会社を代表する取締役は、取締役会 の決議によって選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役会長、 取締役社長各1名ならびに取締役副会 長、取締役副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を選定することができる。
- ③ 取締役会の決議により、相談役若干名を選定することができる。

ることができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決 権の過半数をもって行う。

- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- ⑤ 補欠者の予選の効力は、当該選任決議 後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の開 始の時までとする。

(任期)

- 第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 補欠または増員により選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする
 - ③ 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ④ 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。

(代表取締役、役付取締役および相談役)

- 第21条 当会社を代表する取締役<u>(監査等委員</u> であるものを除く。)の中から取締役会の決議によって選定する。
 - ② 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、</u>取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

③ (削除)

(招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - ② 取締役会は、取締役<u>および監査役</u>の全 員の同意があるときは、招集の手続を経 ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 (条文省略)

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(新 設)

(取締役会規則)

第24条 (条文省略)

(報酬等)

第<u>25</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下「報酬等」という。)は、株 主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 (条文省略)

(招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - ② 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 (現行どおり)

② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げ る事項を除く。)の決定の全部又は一部 を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第25条 (現行どおり)

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、 監査等委員である取締役とそれ以外の 取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第<u>27</u>条 (現行どおり)

第5章監査役および監査役会(定員)第27条当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(監査役の選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠と して選任された監査役の任期は、退任し た監査役の任期の満了する時までとす る。	(削 除)
(常勤の監査役) 第30条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。	(削 除)
(招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対 し、会日より3日前に発するものとする。 ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。	(削 除)
(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、監査役の過半数をも って行う。	(削 除)
(監査役会規則) 第33条 監査役会に関する事項は、法令および 本定款に定めのあるものを除き、監査役 会において定める監査役会規則による。	(削 除)

(報酬等)_

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、監査役との間に、同法第423条第 1項の賠償責任を限定する契約を締結す ることができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令が規定す る最低責任限度額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(削 除)

(削 除)

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することができ る。

(監査等委員会の招集通知)

- 第29条 当会社の監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等委員に対 して発する。ただし、緊急の必要がある ときは、この期間を短縮することができ る。
 - ② 監査等委員の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで監査等委員 会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

- 第30条 当会社の監査等委員会の決議は、議決 に加わることができる監査等委員の過 半数が出席し、その過半数をもって行 う。
 - ② 前項の決議について特別の利害関係 を有する監査等委員は、議決に加わるこ とができない。

(新 設)

第6章 会計監査人

第36条~第37条 (条文省略)

(報酬等)

第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

第39条~第42条 (条文省略)

(新 設)

(監査等委員会規則)

第31条 当会社の監査等委員会に関する事項 は、法令又は本定款のほか、監査等委員 会において定める監査等委員会規則に よる。

第6章 会計監査人

第32条~第33条 (現行どおり)

(報酬等)

第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第35条~第38条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1. 2023年6月開催の第67回定時株主総会終結 前の監査役(監査役であった者を含む。)の行 為に関する会社法第423条第1項の損害賠償 責任の取締役会決議による免除については、 なお従前の例による。
- 2. 2023年6月開催の第67回定時株主総会終結 前の監査役(監査役であった者を含む。)の行 為に関する会社法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約については、なお従前の 例による。

以 上